

日南市内の公立病院のあり方検討業務委託仕様書

1 目的

人口減少・高齢化の急速な進展等に伴う医療需要の変化及び南海トラフ巨大地震等の災害への対応を検討し、地域住民に将来にわたり高度で良質な医療を安定的に提供するためには、県立日南病院（以下「日南病院」という。）と日南市立中部病院（以下「中部病院」という。）が相互の役割を十分に理解した上で緊密に連携し、地域を担う医療資源の連携効果を最大限に発揮することが重要である。

このため、「県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会」（以下「あり方検討委員会」という。）を開催し、今後の医療需要等を踏まえた両院の役割や機能に応じた医療提供体制の整備方針を策定するに当たり、現状と課題の分析や今後求められる医療機能の整理等に関する業務を委託する。

2 業務内容

(1) 現状と課題の分析

① 医療需要調査

ア 外部環境調査

直近の医療圏外からの患者流入及び医療圏外への患者流出の状況を調査するとともに、流入出の要因を分析すること。併せて将来の患者流出の予想を行うこと。

イ 内部環境調査

両院のレセプトデータに基づき、下記 i ～ iv の事項を調査・分析すること。

- i 患者分布調査（過去 5 事業年度分）
- ii 主要診断群別シェア分析（過去 5 事業年度分）
- iii 病床機能別患者調査（過去 5 事業年度分）
- iv 紹介率・逆紹介率調査（過去 5 事業年度分）

(2) 今後求められる医療機能等の提案

① 今後の両院のあるべき姿の提案

医療需要調査や中部病院の移転先検討の結果、隣接医療圏の状況等を踏まえ、両院の診療科数や病床数、施設基準等の外形的な医療提供体制に加え、両院の執行体制や地域で担うべき役割、目指すべき理想像等について、実現可能な案を複数提案すること。

② 担うべき医療機能の提案

両院が担うべき医療機能を、急性期拠点機能、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、専門等機能の区分ごとに提示した上で、必要となる人的・物的資源量と現状とのギャップ分析を行うこと。

また、当該ギャップの解消方法を提案すること。

(3) あり方検討委員会等の運営支援

あり方検討委員会や住民説明会等の資料等の作成支援を行うこと。

また、検討委員会での審議内容を踏まえ、更なる検討が必要になった項目については、調査・分析を行い、資料を作成すること。

なお、あり方検討委員会は、概ね4回程度を予定し、あり方検討委員会への出席や質疑応答に対する支援等も実施すること。

(4) 今後のあり方検討報告書の策定

(1)、(2)及び(3)の分析・検討等を踏まえ、両院の今後のあり方の具体的な方向性を示す「今後のあり方検討報告書」を作成すること。

(5) その他

その他、目的の達成のため、効果的な取組であると認められること。

3 業務実施に関する条件等

(1) 契約締結後は速やかに業務実施計画を作成し、発注者及び両院の担当者に対してスケジュールや作業の進め方、発注者又は両院が提供すべきデータの範囲や提供方法等を説明すること。

(2) 契約期間中は発注者及び両院の担当者と複数回の面談を実施し、業務の進ちよく報告及び以降の作業工程等に関する協議を行うこと。

また、協議内容は、成果物とは別に逐次議事録として作成・提出すること。

(3) 業務委託契約書に明示していない事項であっても、本件業務に当然に付随するものについては適切に対応すること。

なお、本件業務に内包されるか判断しがたい事項については、委託者と受託者が協議の上、その取扱いを定めるものとする。

(4) 業務の実施に当たっては関係法令を遵守するとともに、個人情報の漏えい等、重大な事故が発生したときは速やかに委託者に報告し、指示を受けること。

注) 上記(1)、(2)の説明・協議は両院への訪問を原則とするが、状況によってはリモート対応も可とする。

4 成果品

(1) 提出物

① 事業報告書（日本産業規格A4（詳細な図面等にあつてはA3折りたたみ）で作成、ファイリングしたもの） 15部

② 事業報告書の電子データ（マイクロソフト社の文書作成・表計算ソフトウェアで展開できる形式のもの）

(2) 成果品の権利

成果品の知的財産権は、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の関係法令により第三者の権利として保護されるものを除き、受託者に帰属する。ただし、受託者に

帰属する部分について、委託者又は委託者の承諾を得た者が使用（一部を加工して使用することを含む。）することを無期限かつ無償で許可するものとする。

5 供与データの処分

委託者から供与された診療情報等の電子データは、専門業者によるデータ消去サービスやデータ消去用ソフトウェアを用いる等、復元が不可能な方法により業務終了後速やかに消去し、その状況を委託者に書面で報告すること。

また、業務の過程で生じた印刷物については細断する等、適切に処分すること。

6 あり方検討委員会スケジュール（想定）

| 開催時期 | | 議題（案） | 備考 |
|------|---------|--|----------------------------|
| 第1回 | 7月上旬頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題（概要） ・中部病院の移転先検討 | 「2業務内容(1)①」 |
| 第2回 | 8～9月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の詳細分析 ・今後の両院のあるべき姿について（原案） | 「2業務内容(1)①」 「2業務内容(2)①」 |
| 第3回 | 11～12月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の両院のあるべき姿について（修正案） ・両院が担う医療機能について | 「2業務内容(2)①」 「2業務内容(2)②」 |
| 第4回 | 1～2月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後のあり方のまとめ | 「2業務内容(4)」 |
| 随時 | | <ul style="list-style-type: none"> ・あり方検討委員会や住民説明会等の資料等の作成支援 ・あり方検討委員会での審議内容を踏まえた調査・分析 | 「2業務内容(3)」 |